

令和6年冬の交通安全運動
公益社団法人 北海道トラック協会実施要領

令和6年11月
(公社)北海道トラック協会

北海道トラック協会〈以下「北ト協」〉は、令和6年冬の交通安全運動の実施に伴い「北海道実施要綱」に基づいて事業用トラック向けの対策として北海道トラック協会実施要領を定め、各地区トラック協会と連携し本運動を効果的に実施する。

北海道トラック協会としては、9月21日から12月20日まで「プロが示す交通安全運動」を展開中であるが、同運動と併せて下記事項について積極的に取り組むものとする。

記

1 期間及び統一行動日

(1) 期間

11月13日(水)から11月22日(金)までの10日間

(2) 統一行動日 (セーフティコール)

11月13日(水)

2 運動重点

- (1) 歩行者優先意識の徹底や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) スリップ事故防止と全席シートベルト着用
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 追突事故及び交差点における事故の防止 (トラック協会運動重点)
- (5) 過積載運行の防止 (トラック協会運動重点)

3 運動重点の取組

- (1) 歩行者優先意識の徹底や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
横断歩道における歩行者の安全確保やこども・高齢者の行動特性を理解した安全運転を行う等、歩行者を最優先とする保護意識をもって運転する。
- (2) スリップ事故防止と全席シートベルト着用
 - ・ 早めにタイヤ交換を行うとともに、天候路面状況が刻々と変化し、路面凍結があることを忘れず、速度を控えた運転で交差点、急カーブ、下り坂、わだち等でのスリップに注意する。
 - ・ シートベルト非着用の危険性及びシートベルトの着用効果を再認識するとともに、適切にシートベルトを着用する。
- (3) 飲酒運転の根絶
飲酒運転は、悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち「飲酒運転をしない、させない、許さない」そして見逃さないを徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶する。
- (4) 追突事故及び交差点における事故の防止 (トラック協会運動重点)
事業用トラックによる死傷事故の約半数を占め、高速道路では約6割を占める「追突事故」及び死傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するため、下記に留意した運転に努める。

- ・ 運転中のスマートフォンを把持しての通話や画面の注視による脇見運転をしない。
- ・ 自己管理を徹底し、居眠り、うっかり、ぼんやり運転を防止する。
- ・ 運転に集中し、常に状況の変化を観察して危険を予測した運転をする。
- ・ 交差点及び交差点付近での横断者等や交差点右左折時の自転車・歩行者の存在を十分確認し、歩行者等の通行を妨げないよう一時停止または徐行して走行する。

(5) 過積載運行の防止（トラック協会運動重点）

過積載は重大交通事故の要因であることを再認識して、ドライバーが過積載運行をしないことは勿論、運行管理者等は責任をもって確認、指示し過積載運行を防止する。

4 実施要領

(1) 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、事業用貨物自動車の運行にあたる運転者や乗務員、また私有車両で通勤する従業員に運動重点と運動重点の取組を踏まえた安全運行、安全運転に努めるよう指導する。

(2) 車両の安全性の確保

事業者等は、大型トラックの車輪脱落事故やスペアタイヤ落下による事故を防止するため、「車両の日常点検」及び「定期点検」の確実な実施並びにタイヤ交換時、交換後の点検整備を徹底し車両の安全性の確保に努める。

(3) 広報啓発活動

- ・ 北ト協及び各地区トラック協会は、ポスター、トラックレポート北海道、ホームページ等により、本運動の趣旨の徹底のほか各種講習会・研修会の機会に本運動の趣旨の周知を行い安全意識の向上を図る。
- ・ 事業者は、ポスター等により社内広報啓発や安全教育を行い、運転者、従業員の交通安全意識の向上を図る。
- ・ 北ト協、各地区トラック協会及び事業者は、警察、運輸支局及び自治体等が行う交通安全運動の啓発活動等に協力する。

【ハンドルキーパー運動】

自動車仲間等と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間等を自宅まで送り届ける運動です。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページに開設しています。